

国は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律」による「介護保険法」の改正により、平成27年4月から消費税による公費を投入して、低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けることにしていました。

ところが、消費税10%への引上げが延期されたことに伴い、平成27年4月からの軽減措置は、新第1段階のみ当初予定の2分の1のみを軽減とし、新第2・新第3段階の軽減措置は先送りするとされました。

一方で、第6期の介護保険料は引き上げられ、低所得者とされる新第1段階から新第3段階の所得層は、軽減どころか負担増となります。

政府として約束していた、公費による低所得者保険料軽減を反故にすることは許されません。

しかも、自治体の独自軽減努力にも介入する、許し難い政策の変更を求めます。

記

- 1 公費による低所得者保険料軽減は、2015年度から当初案どおり実施すること。
- 2 自治体の独自軽減措置に介入、干渉はしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

近江八幡市議会議長 田中 好

内閣総理大臣 }
厚生労働大臣 } 宛